第１回　大阪児童虐待防止推進会議（議事要旨）

◆１　開会

⇒資料（「参考資料１」「参考資料２」）に基づいて、事務局から説明

◆２　座長挨拶

吉村座長

・本日は皆さん本当にお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

・オール大阪で、重大な児童虐待ゼロを目指すという会議を立ち上げるということになりました。今日は松井大阪市長、永藤堺市長、それから南出泉大津市長、府内市長代表ということでいらっしゃいました。それから浅野太子町長も、府内町村首長代表ということで、おいでいただきました。

・それから、警察からもお越しいただきました。

・本当に皆さん、お忙しい中、大阪での児童虐待をなくしていこうということで、まさにこのオール大阪の体制でお集まりいただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

・児童虐待については、これは国も、正面から取り組んでいこうということで、様々な総合対策であったり、新しいプランの策定がされているところです。

・とはいえ、目黒の女児の事件であったり、あるいは千葉で起きた事件であったり、非常に痛ましい事件が生じているというのもまた事実であります。

・こういった悲惨な事件を大阪では許さない、大阪ではそういうことをさせない、生じさせないようにしていく、というために、それぞれの関係機関の全てが集まってオール大阪体制でぜひ進めてまいりたいと思います。

・今月1日の速報値ですが、平成30年度の児童虐待の相談対応件数が公表されました。

・全国の件数は約16万件であり、（前年度から）約26000件増加している。

・大阪（政令市含む）においては約2万件で、これは全国の都道府県で唯一2万件を超えているという状況です。

・もちろんこれは児童虐待の相談対応件数ですので、これは、府民の皆さんの意識も高まって早期に対応していこうということで、この件数が増えることは悪いことだとは思わないですが、早期に対応しているという側面もありますよ、という一方で、やはり先ほど申し上げたような、大阪府外ではありますが、重大事件が発生しているというところです。

・これについては、市民府民の皆さんに、問うていく、選挙の前においても重大な児童虐待ゼロというのは、真正面から掲げたことであります。

・これは、皆さんへの約束事でもあると思いますから、これは正面切ってやっぱりやっていく必要があると思っています。

・それぞれの自治体において取り組みがされているのは十分承知してます。

・私も大阪市長時代からこれは正面から、虐待防止を進めてきたところです。

・警察との連携も深めてきたところでですが、さらにもうひとつ強化させていくという意味で、それぞれの自治体、それぞれの機関が協力をして、大阪府全体においてこの重大な児童虐待ゼロを目指すという体制を強化していきたいと思います。

・ぜひ、ここにいらっしゃる皆さんの目標を１にしてですね、児童虐待をなくしていきたい思います。

・基本的にいろんな切磋琢磨を求めるというのは、基本的なスタイルですけれども、やはりそこに及ばないエリアもあると思います。

・本来守られるべき親から虐待受けた、そして逃げ場もないわけですから、しかも0歳児、１歳児の小さな子どもは特に自分ではどうすることもできないので。

・であればこれはやはり税で成り立っている我々が、やっぱり行政が主体的にやっていくべき事柄だと思っております。

・悲惨な事件です。出来るだけ未然に防止していくという体制を整えていきたいと思いますので皆さんよろしくお願いします。

◆３　出席者紹介

⇒資料（「資料１」「資料２」）に基づいて、事務局から説明

◆４　議題

（１）児童虐待防止に向けた検討課題と対応（案）について

　　・国の動き等

⇒資料（「資料３」）に基づいて、事務局から説明

　　・児童虐待相談対応件数の状況

　　　⇒資料（「資料４」）に基づいて、事務局及び実務者から説明

　　・児童虐待防止に向けた検討課題について

吉村座長

・今日の会議を主宰した趣旨ですけれども、それぞれ最終決定できる市長の皆さん、町長の集まりですから、ものごとを決定してまいりたいと思います。

・それぞれの自治体で取り組みをされているというのは先ほど紹介ありましたけれども、オール大阪でより体制を強化していくために何が必要かということで皆さんのご意見をいただきたいと思います。

・10ページ（資料５）を見ていただきたいんですが、検討課題の、これはあくまでも案ということではありますが、それぞれ意識向上であったり、体制強化であったり、連携の強化であったり様々ありますけれども、これらに関して、また、これらに関しないことでもいいのですが、今日集まりの市長の皆さん、町長のご意見をお伺いしたいと思います。

南出委員

・吉村知事のもと大阪でこの「重大な児童虐待ゼロ」ということで、大変賛同しておりますし、日夜、現場でもいろいろ課題を抱えながら対応しているところですが、私からはひとつ児童相談所や市町村体制強化についてということでご意見を申し上げます。

・今、大阪府内では（政令市を除き）12の市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置が出きており、2022年度末までに全市区町村が設置を目指すということであります。

・例えば泉大津市でも、機能はもうできているけれども、あと看板を掲げるだけの状況とかですね、それぞれ状況はあると思います。

・ただ、実際にこれを設置してから本当の意味で機能させるために何が課題になっているかといいますと、例えば人員的な問題、専門職の問題、財政的な問題、それぞれの自治体によっても同じようなケースがあると思います。

・ぜひ全ての市町村に設置されるよう更なる支援であったりとか、何が課題なのかということをしっかりとくみ取っていただきながら、オール大阪でこれをすすめて全て配置されるというところに持っていくためのボトルネックの検証から始まって、支援体制の構築にむけてがんばっていけたらと思っております。

・泉大津市の独自の取り組みで言いましたら、例えば訪問型家庭教育支援サポーターという取り組みがありまして、小中学校で問題を発現しそうな家庭に対して、家庭支援サポーターがアウトリーチ型で、水際で防いでいく、こういったことを独自でやったり、これは今年度から幼児教育現場の家庭に対してもアウトリーチ型で、問題が発現する前に水際で防いでいくということを進めております。

・ぜひともこういった皆さんの独自の取り組みがプラットフォームとして共有されながら、本当に必要な部分で制度が設計されていくよう知恵をだしていきたいと思いますので、お力添えいただきたいと思います。

吉村座長

・大阪府が児童相談所を管轄して、そして市町村は政令指定都市を除けば児童相談所がないという中でやはり連携が大事だと思います。

・いろいろ話をきいていると、それぞれの市町村によって児童虐待対策の温度差があるというのも聞いていますし、やっぱりそこはうまく連携しないとなかなか機能強化に繋がっていかないと思う。

・大阪市長のときは、児相も持っていて、区役所も自分のひとつの組織の中にあったが、ある意味そこでもなかなか連携が重要な課題だったんですけど、それ以上に児相を持っている大阪府と児相を持っていない市町村との連携、レベルアップ、情報共有、横ぐしをさすというのが非常に重要だと思いますので、そこは府も力を入れていきたいと思います。

・市長も市長会代表としてきていただいており、共有できることはしていきたい、もちろん政令市でやっていることも含めて、どうやったらいいか、市町村も体力もあると思うので、そこもふくめて何かできればと思っています。

南出委員

・ありがとうございます。

・勉強しながら、市町村の方でも、私のほうも働きかけながら更なる連携強化にむけて頑張っていきたいと思います。

永藤副座長

・資料についてひとつ確認をさせていただきたいんですが、【資料４－１】に対応ケースの状況という数字が載っています。全国も、大阪ももちろん、堺もそうですが、近年上昇傾向にあります。

・この数字ですが、重大事案が報道等で流れているたびに意識が高まって相談をしようと、対応してもらおうという方が増えたのか、それとも虐待自体が過去より増えたのか、根本的なところなんですが、認識をきかせていただければ。

事務局

・これは知事の挨拶の中にもございましたように、やはり広報周知ですね、歴代の知事たちすべて児童虐待についてはすごくやらせていただいております、こういった効果であるとか、以前はテレビコマーシャルなども、関係する自治体さんと共同で取り組みました。そういった意味では、見えなかった虐待事案が増えてきたのではないかと考えております。

永藤副座長

・ありがとうございます。

・今大阪府内で、平成30年度で20694件（児童虐待相談対応件数）という数字が出ているんですが、このほか、潜在的に児童虐待の可能性がどれぐらいあるかなという、この把握がかなり大事だろうというふうに考えています。

・今回オール大阪でという知事の強い思いでですね、このような会を設定していただきましたので、ぜひ府内の市町村が一体となって何か共同でという取り組みでできたらなというふうに考えています。

・例えば11月1日から児童虐待防止の推進月間というのがありますから初日の11月1日に例えば各市町村長と知事が街頭に立って啓発活動する、その啓発というのも2種類あると考えています。

・一つは大阪府内では、絶対に児童虐待を許さないという強い決意。

・とはいっても駄目だけではどうしようもありませんから、それを例えば受け取った若いお父さんお母さんがですね、本当に悩んだときにどうすれば対応していただけるか、１８９の相談ダイヤルや窓口を案内できるようなパンフレット、そういうものを渡しながらひとつは、児童虐待を許さないという強い姿勢、もう一つは困ったらここに相談してという窓口を提示する、これを府内市町村として大阪府で共同して、やれたらどうかという風に考えます。

松井副座長

・堺市からさきほど24時間対応というのがでていただけれど。大阪市はどうなっているのか。安全確認は。

大阪市実務者

・大阪市では、虐待対応の手引きにある48時間以内ということで、それを基準にはやっていますけれども、実務的には緊急性があればすぐに、多分どこの児相もそうだと思うのですが、すぐ行っておりますし、場所が特定できないとか、あるいは内容的に緊急性が低い場合には、場合によって48時間以上かかることもある。

・それはただ本当に非常に件数が多い中で軽重つけて、急ぐものはとにかくすぐにという対応をおそらく府内のどこの児童相談所もそうだと思います。

松井副座長

・今回の5段階に分けた中で、やっぱりレベルの高い緊急性の高いところから当たっていくということなんですね。

大阪市実務者

・もちろん48時間というルール以外でも一時保護するかどうかの目安、考え方は国からも示されているので、とにかく児童相談所は子どもの安全を第一に保護するかどうか、それを判断基準に日々業務にあたっている。

吉村座長

・大阪府は5段階になっているのですか。リスクに応じて、大阪府がまず5段階でやってひきついだのか。

大阪府実務者

・一字一句が同じかということはおいておきまして、大阪市と同じような建付けで重症度をわけ、リスク判断をしている。

吉村座長

・48時間ルールについてはどうか。

大阪府実務者

・国も48時間といっていますが、大阪府のほうも条例があり、子どもを虐待から守る条例13条で少なくとも48時間以内に直接目視を基本として定めており、それに基づいて対応しているところです。もちろん48時間ぎりぎりでいいということではなく、早くいくのだが、どうしても物理的な問題もある。

吉村座長

・堺市は実際全件24時間でいけているのですか。実際会えないって結構ありますよね。

堺市実務者

・堺市は、もちろん24時間以内にやる、というふうにスタートの取り組みをしてるんですけど。座長がおっしゃっていただいたように、スタートは24時間以内で、とやるのだが、やはり情報のなかに特定していただけない情報っていうのがあるんですね。

・例えば裏のマンションの5階ぐらいかなき声が聞こえる、親御さんが叱咤しておられる、とか。そういった場合、いわれている情報であたりをつけながら全軒当たっていくが、該当ケースにあたらないこともある。

・それから、スーパーとか、たくさんの人が集まるところでそういう光景を見られて情報提供いただく場合もありますが、そういった場合、我々が駆けつけたときにはもうすでにその場所にはおられない、駐車場にいたんだけど、もうおられないとか。ということで特定できなかったケースはありますので、これらは早くスタートをしたからといって早くものごとが解決するということでは必ずしもないということをご理解いただきたい。

吉村座長

・リスクわけとかしてるんですか。5段階とか。

堺市実務者

・堺市では平成27年12月から4段階のリスクアセスメントシートを要保護児童対策地域協議会（要対協）と共同のものを使っている。

・それにもとづき情報共有している。

吉村座長

・48時間が国でいわれている一般的なルールじゃないですか、それ自体が徹底できなかったからというのでまた大きな事件が起きたわけですが、堺市が48時間を24時間した理由は何ですか。

堺市実務者

・やはり早くスタートさせていただくことで、重症事案というのを素早く発見しまして、必要があれば、一時保護する、警察等にも相談するという、重症事案を素早く発見しようと思うと素早く対応するのが大切かと。

吉村座長

・大阪府と大阪市がリスクで分けているのだったら、そのなかで高いリスクは24時間、こっちは48時間というルールにするといいのでは。

松井副座長

・そのために段階シートをつくったんですけど、一番厳しいところは確認までどれくらいでできるのかな。

大阪府実務者

・大阪府では平成1２年ぐらいからアセスメントシート作り始めて改訂を繰り返しながら今も使っています。

・当然、例えば性的虐待とか、すぐに保護が必要なケースもございます。それはもう待ったなしですぐ出動しなさいと。

・スーパーバイザーが当然、重症度のアセスメントをするとともに、緊急のケースについてはすぐに出動というふうに指示していますので、24時間とかでなく、待ったなしで。そういうケースも多々ある。それが第一点。

・それから、24時間、48時間ということでございますけど、夜間休日についてどう対応するのかっていうのが非常に重要なポイントになってまいります。

・今年の10連休中、大阪府の子ども家庭センターは2班体制をとりまして、とにかく早く駆けつける態勢をとりました。実は19人の子どもたちを10連休中に保護せざるを得ない状況がありました。まさしく夜間休日も含めて24時間の切れ目なく保護すべき子どもを保護するという体制を児童相談所として必死でつくっていくというのが大事かなと現場では感じています。

松井副座長

・今回のあの5段階でリスクの一番下のリスクの低い子どもでも48時間というのが国のルールになると思うが。

大阪府実務者

・基本的に緊急性を除いてということにはなるんですが、例えば外国に出国しているようなケースもございます。ということは入国管理局に問い合わせをして返答をまっていると当然48時間超えざるを得ないというケースも入っているっていうのは事実でございまして、基本的にできる限りの手段を尽くして48時間以内に安全確認したい、というのが現場の感覚でございます。

松井副座長

・だからそれはリスクレベルに応じてですよ。一番高いリスクレベルであれば、即というのはよくわかるけど、それは最低ここまでの間にっていうのは決めていった方がいいんじゃないかなと。現場の感覚としてはどうか。

大阪府実務者

・現場の感覚は、即座に出なさいという、それが5分なのか10分なのか、例えばそれこそ消防機関のような体制が現場で取れるっていうことがあれば、そういうことが将来的にでてくるかもしれないが、少なくとも速やかに出るケース、最重度ケースについては速やかに出ていくというのが現場は必死でやっているというふうにご理解いただきたい。

吉村座長

・直ちに必要な分は直ちに出るというのはそうだと思うんですけど。

・一定の目安として、ここは実務者会議でもんでもらいたいんですけども、5段階にリスクにわけているのであれば、このぐらいのとこは最低限このぐらい、ひとつは、堺市は24時間やっているわけですから、24時間以内にいくようにという一定の基準をつくるとか、検討してもらいたいです。もちろん国のルールもあるわけですから。その中でわれわれリスクにわけていうのだから。

大阪府実務者

・重症度に応じて時間的なコントロールができないのかということですね。そこは現場で十分検討していきたいが、ただ申し上げておきたいのは、通告が入ってきたときに正確な情報がすべてはいっていきているとはかぎらない。そうすると調査に時間がかかるというケースもあるのは事実で、非常に重症度は高そうだけど住所が特定できにくいとか、あるいは帰省をしていて現地にいないとか、さまざまな状況がある。そういう意味で言えば市町村とできるだけはやく情報を共有しながらたくさんの情報を集めてアセスメントする体制をまさしく市町村と都道府県の児童相談所で作っていくことが非常に重要だと考えています。

吉村座長

・それはだから大阪市、堺市は政令市で児相も区役所も自分のところで区役所ももっているから、情報っていうのは、直で、ダイレクトで共有できるけれど、大阪府はそれがないから時間がかかるということですね。おっしゃっているのは。それは大事なことだと認識はしている。

大阪府実務者

・今、市町村には、かなり情報を共有する形で協力いただいております。問題なのは夜間とか休日の場合の情報共有を現実的にどんなふうに進めていくのかということについては、現場でもうちょっと知恵をだしていく必要があるのかなという感じ。

吉村座長

・堺市は24時間ルールは守られていますか。同じ課題があると思いますが。

堺市実務者

・堺市は、情報ネットワークから特定はある程度しやすい。なので現実に安全確認いかせていただいている。ただ、基本としましては、世帯全員のお子さんの安全確認をしなさいというルールがある。それは、年齢の高いお子さんでクラブ活動で合宿にいっているとかいう形になるとお子さん全員の安全確認しようと思ってもその場にいてないということがあるのでその方々も全て確認を取るまでは24時間ではできない場合がある。

吉村座長

・一定リスク分けはしているので、内部でルールづくりは検討していただきたい。リスクに応じて24時間という堺市もあるわけで、48時間をベースにしながら、ここまでは24時間を目標にしていこうとか。

・やっていくうえでこれがハードルになるというなら言っていただければ、それをとる作業をしていく必要がある。

浅野委員

・いろいろなご意見を聞かせていただいて、この時間、また日は、これはとても大事なことではないかなと思います。

・今回の「重大な虐待ゼロを目指す」ということは本当に大変ありがたいこと。

・私どもの町村の小さな町の取り組みとか、課題とかいうお話をさせていただきたい。皆さんがたのところにくらべると雲泥の差で、参考にもならないかもしれないのですけども、やはり小さい町は小さい町なりに、苦労もあり一生懸命やっております。

・先ほど担当部長の方からコンパクトの町だというようなお話をさせていただいたんですけども、顔の見える、ほんとに小さな町なんです。しかしながら、児童相談所はもちろんありません。そういったことで対応するのは、みな職員です。

・職員がそれを対応する、その職員が十分に対応できたらいいのですが、なかなか児相の皆様のような同じような対応ができないというのが、これが現実です。そういう意味で、大阪府がいろいろリードされているところに勉強に職員を派遣して、できるだけ参加させてもらう状況をつくっておるのですが、やっぱりいろんな団体による教育をちゃんとやっていくのが一番ベターかなというふうに思っております。

・というのは児童相談所、もちろんですけど、市町村、今日は警察、大阪府警がきていただいていますので、そういった職員に対するいろいろな勉強会とか研修会とか、そういうようなものを大阪府警のほうでやっていただければどうかと。警察の力はものすごく強いものだと思うのです。

・我々自治体がどれだけ頑張ったからといってもやっぱり警察には勝てないと。というのは保護者の方々が威圧的な高圧的な物を言ったり、時には暴力沙汰にもなる可能性もないことはないだろうというふうに思います。

・そういった対策を、これは一つの提案というのですけれども、そういうような形を作っていただければ、職員もいろいろな勉強をして頑張っていただけるのじゃないかなと。我々の小さい町の望みです。

吉村座長

・警察との連携はすごく重要なことだと思います。

・これは大阪市長の時に児童虐待会議をする、警察にも入ってもらいたいと、警察の責任者にきてもらってそれで大阪市の児童虐待の会議をしていた。警察と児童相談所の連携、自治体の連携ものすごく重要だと思います。

・大阪府警も逮捕、取り締まるというだけの話ではなく、児童虐待をなくしていく目で部署をつくってかなり前向きにやっていただいていると思います。

・さっき浅野町長の話にありましたけれども、例えば、合同研修であったり、そういったものをやっていただきたいなというふうに思うのですが、そのあたりは助中委員、どうですか。

助中委員

・基本的にはですね、やはり警察というよりも、児童相談所。我々は法的には何ら権限がないんですよ。例えば、臨検捜索とか、そういう一時保護をする際にですね、家庭にいって子どもを保護する。それに際しては、まず児童相談所がやるわけなんですね。

・我々は児童相談所から援助要請を受けて、児童虐待防止法10条による援助要請をうけて警察も同行するというような形でやっているんですね。過去にもね。こういう、いわゆる親がなかなか、こどもを引き渡さないという想定をして訓練をやったことがあります。その際もですね、児童相談所の方でそういうシナリオをいろいろ作っていただいてですね、我々もそこに参加させていただくと、そういう形でやっているんですね。

・だから我々は、もしそういう要請があればいつでもお受けいたしますし、その対応策ですね、そういうところについてもですね、いろいろアドバイスができると思うんですね。ですから、そういうところでお話しいただければ、そういう協力はさせていただきたいというふうには考えております。

松井副座長

・府で研修、訓練やっているけど市は市でやっているか。児相と警察と一緒に。

大阪市実務者

・3年前に大阪府と大阪市と府警合同で実地の研修というか訓練はやったのと座学型の分を昨年度実施した。

松井副座長

・定例開催じゃないわけかな。必要に応じてのということか。それちょっと、みんな現場忙しいのはあれだけど。虐待事案の状況、現実にそこで起こっていることも多岐にわたっているから、そういう虐待の変化に応じて訓練研修を定期的にやったほうがいいのでは。

吉村座長

・やったほうがいいと思う。

・大阪府が旗をふって、大阪府と大阪府警、府警ももちろん、これ最終責任者は児相というのはわかるが、大阪府が中心になって府警とも連携して合同研修の形をつくってそこで大阪市・堺市・市町村の皆さんが入ってもらった合同研修を定例的にやるというのを考えてもらえますか。

事務局

・実務者会議で合同研修をやるとの前提で、どんなやりかたとか検討します。

松井副座長

・やっぱり定期的に、現場の状況があるのでそこはどれだけ時間とれるのかは実務者でつめてもらいたいがやっぱり定期的にやってそこに児相のない市町村の現場の職員の皆さんが勉強に来てもらう、いうことをやっぱりやるべきじゃないかなと思う。一度、事務方でつめてもらいたい。

・それともう一つだけ、これは大阪市で実際にあった事例でなんですけども。やっぱり虐待をする保護者というのは精神的に疾患があるというか、精神的な部分で病を持ってる、そういう保護者がいらっしゃるということも事実です。

・だからやっぱり精神科のドクター、そういう医者との連携が重要だと思うので、やっぱり精神科というとか医師会とのそういう精神科の病院とのそういう連携をこれ大阪市はもう今やっていってますけども、これは府域全体でやった方がいいのではないか。大阪府で考えてもらいたい。

吉村座長

・それは大阪市はやっているのか。

松井副座長

・これからやろうと。

大阪市実務者

・去年の虐待会議防止会議の中でも、医療機関との連携はもちろん、日頃も情報をいただいたり通告いただいたりはするんですけれども、まさにそれを進めるようなより一層、いろんなことが起こっている中でも、そういったことはいるなという課題出しのところまでで大阪市も終わっている形になっていますので、今市長からの課題だという御発言もあったのでご相談させていただければと思います。

吉村座長

・そこは大阪府でも音頭をとって市の人とも協力して、精神科医の、精神科の医者からすればいろんな個人情報の問題があるとは思うんですけど。ちょっとそこを乗り越えてできないかと強く働きかけてもらえませんか。

吉村座長

・それと僕からですが、ＬＩＮＥの相談できないかなと思うんですね。これは大阪市がやろうということで報道に出てましたけども、児童虐待のライン相談をしてみようかというのをききまして、それってものすごくいい取り組みだと思います。大阪府も全域でできないかなと。いじめ相談なんかもすでに始めてますけど、ラインは特に若いお母さんに使いやすいし、みんな使ってるツールでもあるので皆が使ってるツールで相談できるようにするというのは重要なことです。

・児童虐待のＬＩＮＥ相談窓口っていうのを大阪府、大阪市、堺市、共同で設置できないかなと、すべきだと思います。

・ちょっとそこ、もちろん府内市町村のみなさんも大阪府がはいっているので使えるっていう形で大阪府大阪市堺市でのＬＩＮＥ相談共同窓口みたいなもの。設置してもらいたいので検討してもらえますか。

大阪府実務者

・今、座長もおっしゃいましたように非常に有効なツールだというふうに認識しておりまして特に児相を持っているところですね、まず堺市さんと大阪市さんとうちとで、どんな仕組みで、例えばどんな時間帯でやったらいいのかとかいうことなどを制度設計してですね、また上げていきたいと思います。

吉村座長

・大阪市ではもうやれているのか。

・これからですね、内部でつめてもらって来年度から施行実施。まず施行実施してどんな形がいいのかさらに追求して、再来年度からは本格的に全域で完全実施できるようにそのスケジュール感ですすめてもらいたい。予算措置もあると思いますが。

永藤副座長

・堺市でもつい先日、虐待相談をライン相談でできないかという話をしてましたので、これを一緒になってですね、堺市単独でやる必要もありませんので、協議しながら進めてください。

吉村座長

・そしたら大阪府民はラインで児童虐待を相談できるというのがひろがるので。それでお願いします。

・何か他にありますでしょうか。

・そしたらちょっと最後まとめさしてもらいますけども。まず、南出市長からありました、これは特に大阪府との関係になってくると思いますけど。子ども家庭総合支援拠点の設置の促進。これは大阪府と共同しながらやっていきたい。

・それから各市町村との大阪府とのその連携強化というような、強化したいと思います。またその課題を掘り下げて実行、取り組んでいきたいと思います。

・それから、浅野町長からもありましたが、警察を含めた合同研修。府下全域での合同研修を定期的に実施していきたいと思います。その内容をつめてもらいたいと思います。

・それから、永藤市長からからありましたけれども、児童虐待防止のキャンペーンだったり、そういう意識を高めていく、府民全体の意識を高めていくという活動も強化をしていきたいと思います。そのうちの一つとして、児童虐待防止推進月間のときにオレンジのジャンパーを府内の市長、知事市町村長全員が着用して、府全体で児童虐待防止が必要なのだというふうにやっていきたいと思います。

・松井市長にも着ていただきたいと。あまり着るのは嫌でしょう。

松井副座長

・最後までまとめをやってください。

吉村座長

・それから精神科の先生、医療機関との連携について非常に重要だと思いますので、よろしくお願いします。

・そしてライン相談について大阪府、大阪市、堺市でやっていきたいと思いますがちょっと仕組みを構築して、来年度から試行実施、予算取りも含めて構築をよろしくお願いします。まだありますか。

・まとめとしては、特に足りなかったのがなければ重大な児童虐待をなくしていこうという宣言を採択したいと思います。11ページの資料６をお願いします。

　　・重大な児童虐待「ゼロ」宣言の採択

⇒資料（「資料６」）について、事務局が音読

吉村座長

・行政が関わる事案、できるだけ早期にかかわる事案、かかわった事案で死亡事案が発生するとか、取り返しのつかない重大事案が発生するっていうのはもうほんとに0にしていきたいというのがここにいる首長の思いですから、その思いを共通にするのと、それからそのような意を事務局も十分汲んでもらいたい。この宣言を採択したいと思いますけど、皆さんよろしいでしょうか。

各副座長・各委員

・はい。了解です。

吉村座長

・それではこの「重大な児童虐待ゼロ宣言」を採択いたしましたので、皆さんこれからもよろしくお願いします。では今後の予定について事務局からお願いします。

事務局

・では今後の予定について説明いたします。

・先ほど決定いたしました検討課題いつくかございますが、9月以降の実務者会議におきまして検討を進めさせていただきます。

・実務者会議につきましては年度末にかけまして数回実施させていただきます。

・その進捗状況につきましては適宜それぞれのご団体で推進会議の委員のかたへご報告をお願いしたいと思います。

・それから次回の推進会議でございますが、年度末に2回目を実施したいというふうに考えてございます。そこで先ほどのとりまとめ事項の確認でありますとか、次年度の検討課題をご協議いただきたいというふうに考えてございます。

・以上でございます。

吉村座長

・そうしましたらこれで会議を終了したいと思います。ありがとうございました。